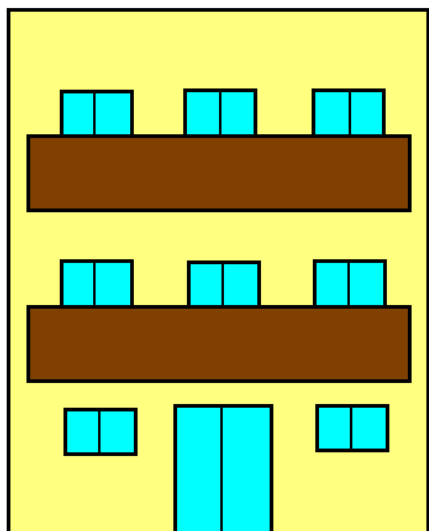


市川市耐震診断助成制度 のご案内

分譲マンション

令和5年度版



市川市
街づくり部 建築指導課

★1 『市川市耐震診断助成制度』の概要

この制度は、市民の皆さんが所有し、かつ居住するマンション（★3の補助対象建築物）について、原則として市に登録したマンション耐震診断士による耐震診断を実施した場合に、診断費用の一部を市が助成することにより耐震改修の促進を図り、もって、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

申請受付期間：令和5年12月15日（金）まで

ただし、申請総額が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります。

なお、耐震診断に先立って、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

（交付決定後に契約し、診断に着手してください。事前に契約した場合は、補助できません。）

★2 耐震診断の内容

マンションの耐震診断は「予備診断」と「本診断」の2段階で行われます。

- ・「予備診断」とは、構造関係図書の内容を確認し、本診断の必要性を判断し、本診断の方法を定め、その費用を算出することです。本診断の必要性が判断されると本診断となります。
- ・「本診断」とは、建物の劣化状況等を調査した上で国の規定に基づく耐震診断を行うことで、その耐震診断結果は公的機関等により確認を受ける必要があります。

★3 補助対象建築物となるマンション

次の**すべて**に該当するもの

- ア 市内に現に存する1棟の建築物であること。
- イ 人の居住の用に供する建築物で、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の区分所有者（同条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が2人以上存するものであること。
- ウ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- エ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
- オ 地上階数が3以上であること。
- カ 当該建築物の延べ床面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えること。
- キ 延べ床面積が1,000平方メートル以上であること。
- ク 過去に当該補助を受けた建築物でないこと。
- ケ すべての専有部分の合計数に対し、現に居住の用に供する専有部分の合計数の占める割合が5分の4以上であること。
- コ 設計図書（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計図書をいう。）のうち、構造に関する図書が現に存在すること。

★4 マンション耐震診断費補助金交付対象者

次の**すべて**に該当するもの

- ア 管理組合であること
- イ 区分所有者の過半数の者が現に居住していること
- ウ 耐震診断の実施について当該マンションの管理組合の総会での決議を経ていること
- エ 本診断の場合は、予備診断（マンション予備診断費補助金の交付を受けたものに限る。）の結果、当該マンションの本診断を行う必要があると認められること。

★5 マンション耐震診断士

補助金交付の対象となる耐震診断は、原則として市に登録したマンション耐震診断士が実施するものに限り、マンション耐震診断士は、皆さん（市民）が「マンション耐震診断士名簿」より選定します。この名簿は市川市役所建築指導課の窓口や市公式ホームページでご覧いただけます。

★6 補助金の額

耐震診断に要する費用に**3分の2**を乗じて得た額。

（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

ただし、予備診断は**34,000円**を限度とします。

本診断は**1,000,000円**を限度とします。

★7 代理受領制度

代理受領制度とは、申請者が耐震診断を行った耐震診断士に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。申請者は、耐震診断にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を耐震診断士へ支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から直接耐震診断士へ支払います。

★8 手続きの流れ・添付書類

次ページの<マンション耐震診断補助金交付手続きの流れ>をご覧ください。

○予備診断の補助金の「交付申請書」及び「実績報告書」の添付資料は次のとおりです。

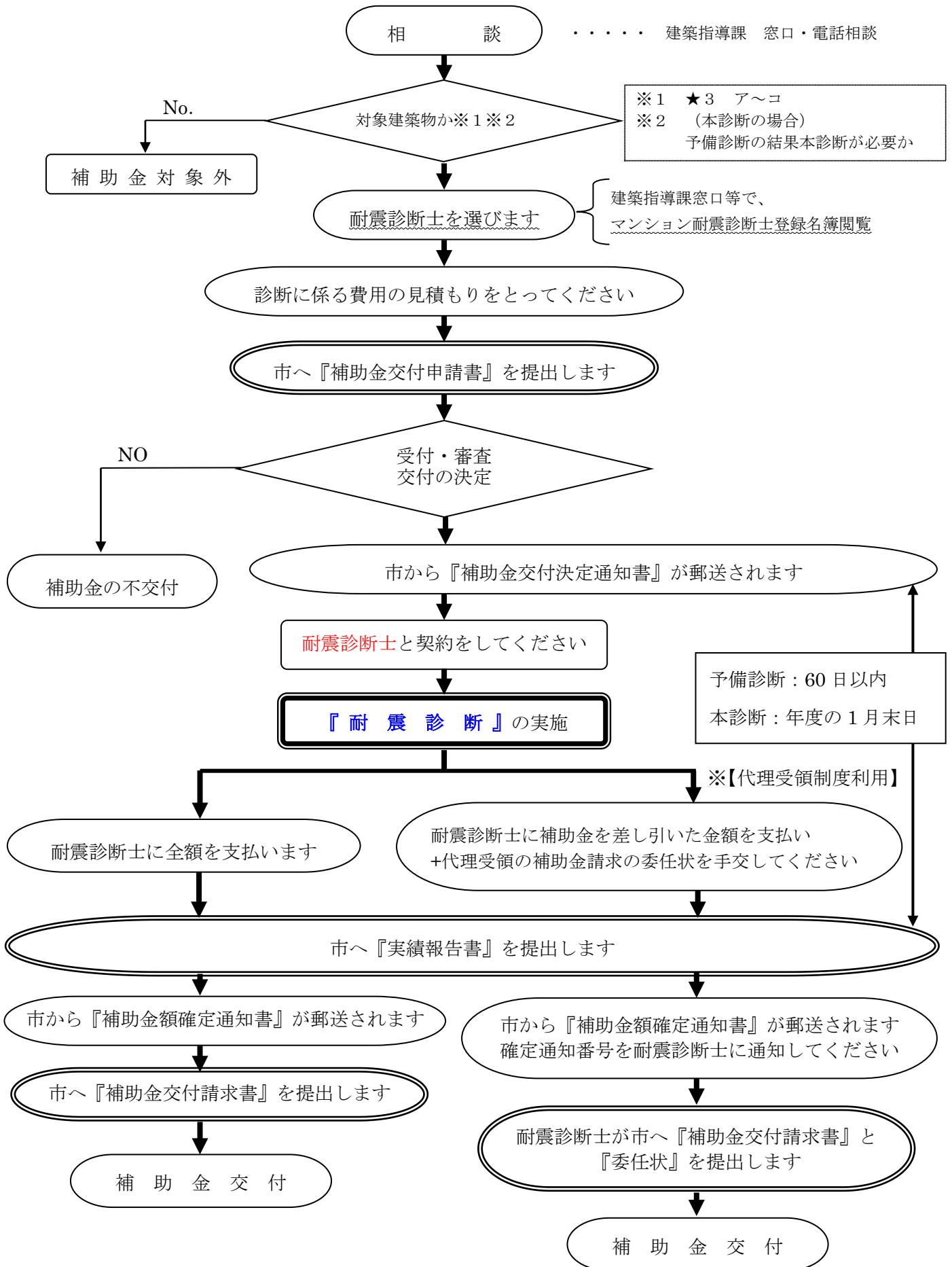
交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マンションに係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又はマンションの建築年月日がわかるもの <input type="checkbox"/> マンションの配置図、平面図、立面図その他予備診断を行うマンションを確認することができる書類 <input type="checkbox"/> マンションの用途及び階ごとの面積を確認することができる書類 <input type="checkbox"/> マンションの構造関係図書の目次の写し <input type="checkbox"/> 区分所有権（建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する区分所有権をいう。）の目的となるマンションの部分の各用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表 <input type="checkbox"/> マンションの登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 管理組合が法人である場合は、法人登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 管理組合の規約及び当該管理組合によるマンションの耐震診断を受けることの決議書 <input type="checkbox"/> 予備診断に要する費用の見積書又はその写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予備診断の結果の報告書 <input type="checkbox"/> 予備診断の実施に関する契約書の写し <input type="checkbox"/> 予備診断に要する費用の領収証等の写し（代理受領制度利用の場合は、予備診断費から補助金額を差し引いた額の領収証等及び当該予備診断に要した費用の請求書の写し） <input type="checkbox"/> 本診断に要する経費に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

○本診断の補助金の「交付申請書」及び「実績報告書」の添付書類は次のとおりです。

交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予備診断結果報告書の写し <input type="checkbox"/> 本診断に要する費用の見積書又はその写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本診断の結果の報告書及びその内容を要約した書類 <input type="checkbox"/> 本診断の実施に関する契約書の写し <input type="checkbox"/> 本診断に要した費用の領収証等の写し（代理受領制度利用の場合は、本診断費から補助金額を差し引いた額の領収証等及び当該本診断に要した費用の請求書の写し） <input type="checkbox"/> 本診断の結果について公的機関等の確認等を受けたことを証明する書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

<マンション耐震診断補助金交付手続きの流れ>

予備診断、本診断とも手続きの流れは同じです。



問合せ・申請窓口



市川市 街づくり部 建築指導課

047-712-6337

市川市役所 第2庁舎2階

(〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号)

詳しくは

市川市公式ホームページ

市川市 耐震 補助金

